

令和元年度第3回水道事業運営審議会

水道料金改定（案）について【審議】 ～料金表の確定に向けて～

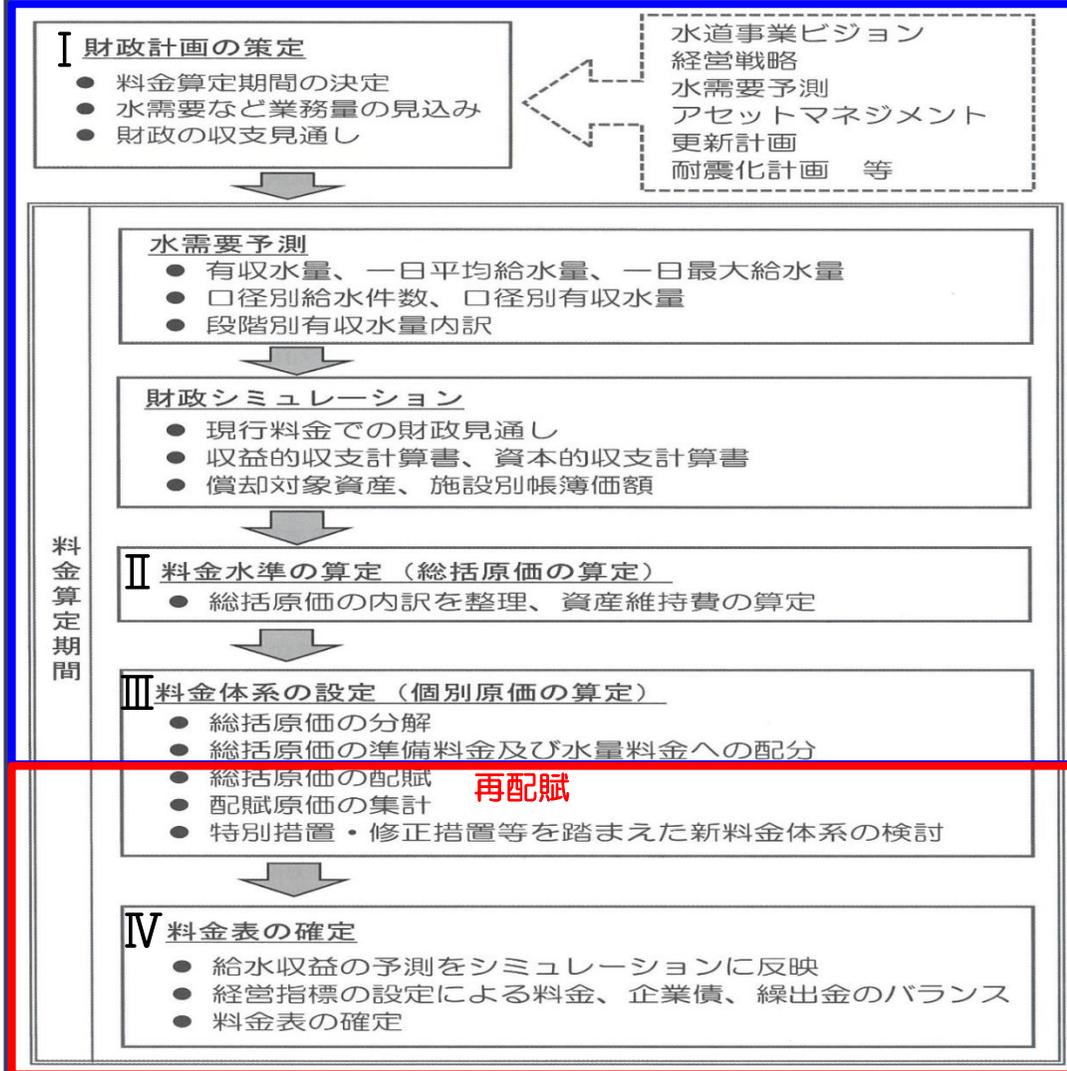
令和元年8月30日（金）
行田市 都市整備部 水道課

水道料金算定の流れ（再掲）

図表 1-12 料金算定のプロセス

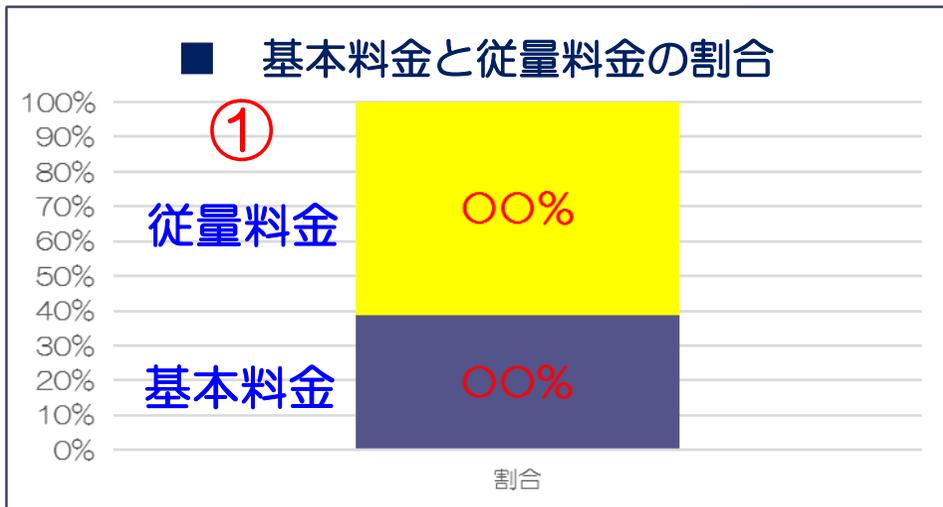


図表 2-2 料金改定案の検討手順



料金表を確定するためには（再掲）

口径	基本料金	基本水量	従量料金				
			I	II	III	IV	V
			0~10m ³	~20m ³	~50m ³	~100m ³	100m ³ 超
13	0,000円	m ³	⑤				
20	0,000円						
25	0,000円						
40	0,000円		000円	I + 00円	II + 00円	III + 00円	IV + 00円
50	0,000円		④	⑥			
75	0,000円						
100	0,000円						



- 下記事項を配慮した上での試算が必要
- ①基本料金と従量料金の割合
 - ②基本水量の設定
 - ③基本料金の設定
 - ④水量区画数と逡増料金の設定
 - ⑤少量利用者への影響度
 - ⑥大口利用者への影響度
 - ⑦試算の結果、目標改定水準12%達成度の確認

第2回までの振り返り (1/2)

事業者名	口径or用途	基本水量の有無	従量料金	料金算定方式
(現行) 行田市	用途別	基本水量あり (10m ³)	逦増型	損益収支方式
※算定要領 (手引き)	口径別	基本水量なし	均一制	損益収支方式
(改定案) 行田市	口径別	基本水量あり	逦増型	損益収支方式

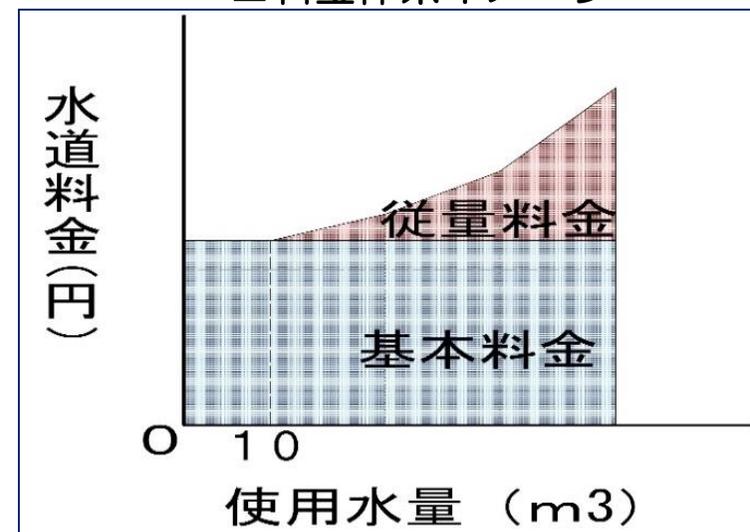
■ 経営戦略を踏まえた確認事項【了承】

- 1) 料金の**目標水準** **12%UP** : 経営戦略で20年間の試算結果
(1年当たり約1億5,000万円の収入増)
- 2) **料金算定の期間** **5年** : 令和2年度～令和6年度までの総括原価 (総費用) を試算

■ 新たな料金体系を試算するため、事前に決定すべき要素

- 1) 口径別or用途別 ⇒ **口径別**【方針決定】
個別原価方式の要請と現在、全国的に移行
- 2) 料金算定方式 ⇒ **損益収支方式**【方針決定】
個別原価方式の要請と全国的な採用が多数
- 3) 基本水量の有無 ⇒ **有り**【方針決定】
少量利用者への配慮から段階的な見直し
- 4) 従量料金区画の有無 ⇒ **逦増型**【方針決定】
少量利用者への配慮から段階的な見直し

■ 料金体系イメージ



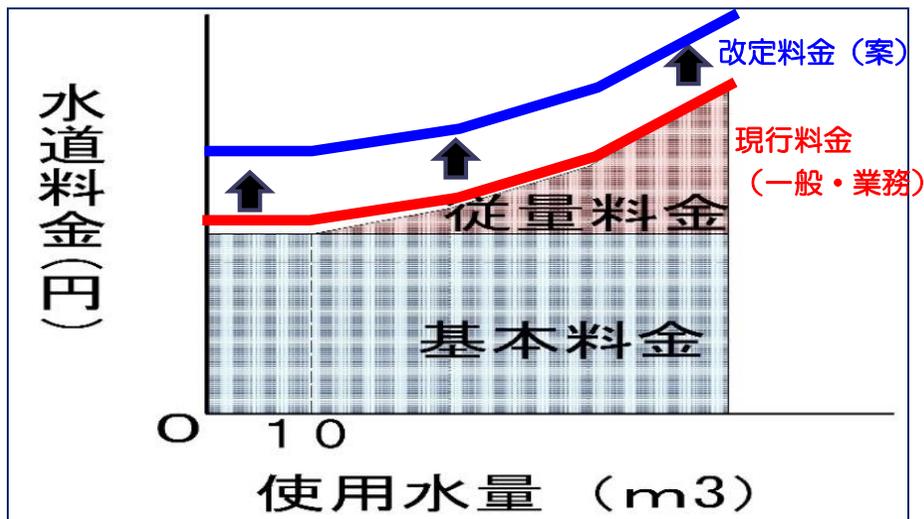
第2回までの振返り (2/2)

■ 審議結果【料金体系における基本方針の決定：資料1-②中段参照】

- ① 今回の改定で目標とすべき水準である12%を満足し、各使用者群に影響が少ない**基本料金と従量料金の割合は、4：6**とする。
- ② 将来を見据えた料金体系への移行については、**基本水量6m³**程度とし、段階的な措置とする。

料金改定時のポイント

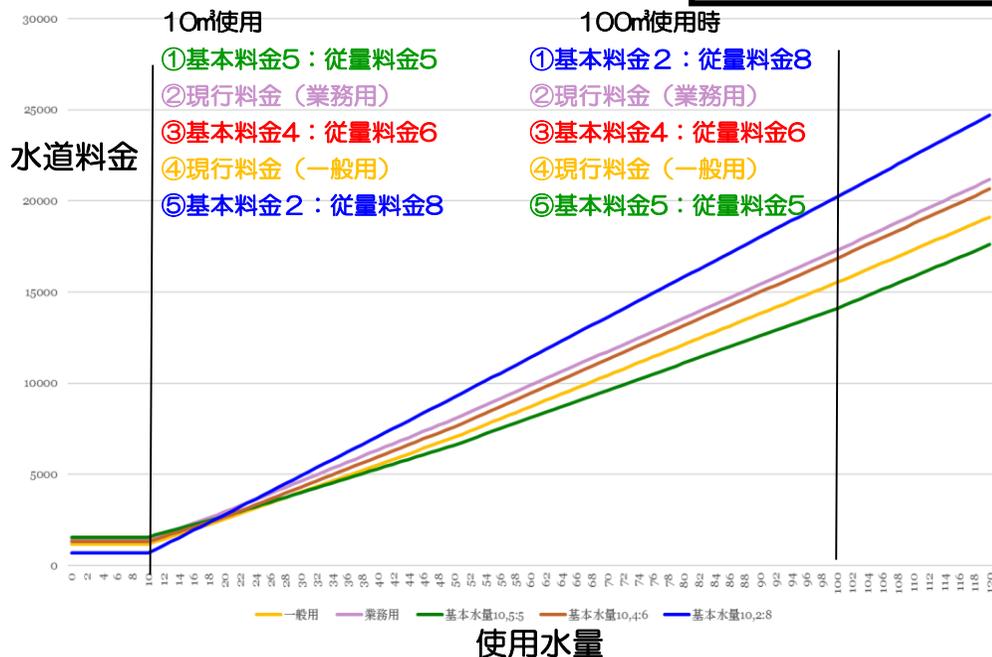
用途別から口径別への移行するにあたり、
一律の改定率はできないことから、配慮する必要有



望ましいグラフ：折れ線が平行に近い程、
使用水量に係わらず料金改定水準が一定

基本料金割合別の影響度分析

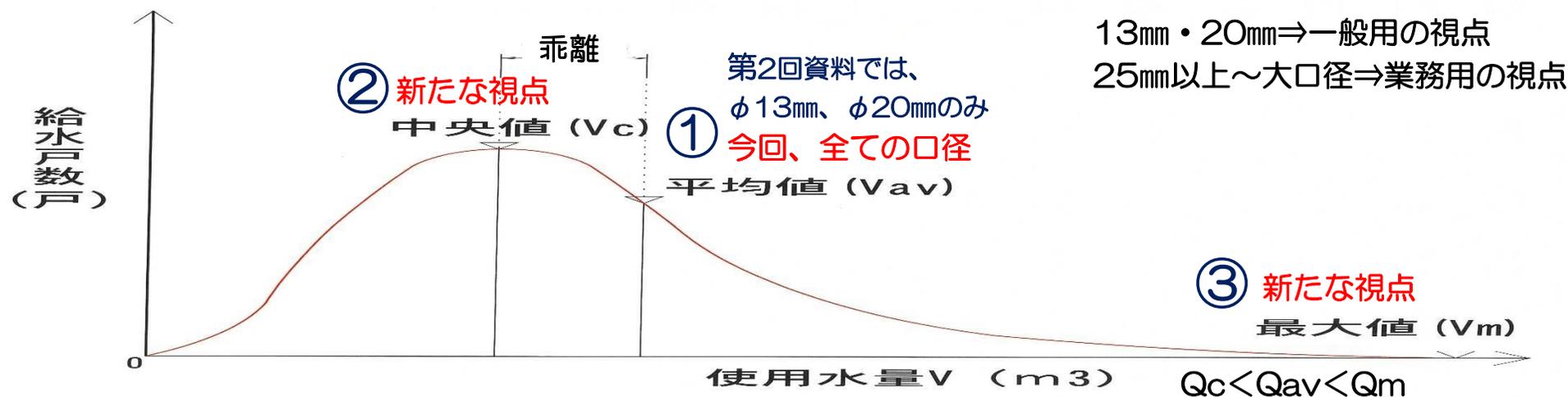
現行料金の傾きに近い
⇒改定水準が近似
⇒4：6が影響度小



更なる影響度の分析（感度分析）に向けて

- ① 全ての口径での平均値 (V_{av}) 影響度の把握
第2回では13mmと75mmのみをグラフ化
 - ② 使用者群の使用水量中央値 (V_c) での影響度の把握
 - ③ 最大使用水量 (V_m) での影響度の把握
- 改定率の状況を上記の視点で把握することで、使用水量の相違による影響度（改定率）の平準化を図る。
 - 用途別から口径別への移行（一律の改定率による「新たな料金表」は困難）による影響度の軽減⇒一定の幅での改定率の許容が必要

【使用水量による給水戸数の分布群のイメージ（口径別での影響度の分析）】



第2回審議会資料における感度分析結果

【第2回審議会資料での視点】

- 13mmと75mmの平均値（Vav）での影響度は概ね良好（緑色）

【分析結果：資料2参照】

- 中央値（Vc）における改定率が高い（黄色）
⇒使用者群分布が多い水量への配慮が必要
- 最大値（Vm）に近づくほど改定率が低い（橙色）
⇒将来的な逦増制度の解消に向け課題はあるが、目標改定水準の平準化に向けた検討が必要
⇒近隣事業者から見ても、本市は低料金傾向となっている
- 特に40mm～75mmにおける500m³未満での、改定率が高い（赤色）
⇒一部の使用者群へ配分されることになり、配慮が必要

■ 従って、上記の視点から、更なる感度分析により、
「新たな料金表」の検討を行う必要性がある。

感度分析後の「新たな料金表」について

中央値（Vc）や最大値（Vm）での改定率の平準化を図るため、新たに水量区画を設け、
5区画から6区画とし、（新）料金表を設定する。

⇒現在、鋭意試算を行い、最終調整をしています。

当日、資料3「新たな料金表」としてお示しします。

その他の水道料金について

【現行料金】

用途	基本料金	基本水量	従量料金				
			0~10m ³	~20m ³	~50m ³	~100m ³	100m ³ 超
臨時用	2,000円	10m ³	—	230円	250円	280円	300円
浴場用	7,050円	100m ³	—				85円

【改定後料金】

「新たな料金表」との整合性や料金システムの対応可否等を考慮し、**一律12%水準の改定**とする。なお、料金表については、次回第4回でお示しします。

今回の審議事項

- ① 「（新）料金表」に対する意見・提案 ⇒ 次回で最終決定
- ② 答申に向けた意見交換 ⇒ 答申での付帯決議
ご意見やご提言をお願いします。

第4回審議会（最終回）予定

- ①料金表の確定と②市長への答申について、審議を行います。